

**広島県選挙管理委員会告示第六十七号**

平成三十一年四月七日執行の広島市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年八月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 裁 決 書

審査申立人 広島県広島市南区宇品西一丁目 7 番 12-502 号  
前島 修

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年 5 月 8 日付けで提起のあった平成 31 年 4 月 7 日執行の広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 申立人の審査の申立て及び広島市選挙管理委員会の弁明の要旨

1 申立人の審査申立ての趣旨は、広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が申立人に対して行った平成 31 年 4 月 24 日付けの異議の申出を棄却する決定の取消しを求めるというのであって、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 候補者の被選挙権の有無は、選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号、以下「公選法」という。）の根幹をなす問題であり、個々の投票の効力の問題ではなく公選法第 5 条において市選管が管理を怠った。また、市選管は本件選挙が公明且つ適正に行われることを確保するように選挙に関する事務を管理しなかつたため、公選法第 205 条第 1 項に違反しており、公選法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されており、市選管はこれを選挙無効の事由として選挙の全部の無効を決定しなければならない。
- (2) 申立人が広島市情報公開制度に基づき平成 31 年 4 月 9 日に市選管に対して本件選挙に関する会議録を請求したが「広島地方裁判所平成 31 年(行ウ)第 5 号被疑者松井一實には被選挙権が無いことの決定請求事件（以下「本件決定請求事件」という。）」の第 1 回口頭弁論の翌日の平成 31 年 4 月 23 日に平成 31 年 5 月 23 日まで 30 日間の延長通知（以下「延長通知」という。）をしており、市選管の決定書における「当該候補者については、平成 31 年

4月8日適法に開催された広島市長選挙選挙会において、被選挙権を有していることを確認し」との主張は、偽装等の犯罪が疑われる。なぜなら平成31年4月22日の第1回口頭弁論で、本来、弁論は終結するはずのところを被告弁護士二國則昭が弁明を請求しての弁明期日令和元年5月13日の継続審理だからである。

- (3) 市選管の決定書における「同人に被選挙権があったことは明らかである。」については、本件決定請求事件において審理中であり被告の醜い主張でしかない。
- (4) 「公選法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの」として申立人が地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「自治法」という。）第143条の申出書を市選管に提出していたのに市選管が自治法第143条に従って本件選挙の告示日以前に公選法第239条、公選法243条に違反した候補者松井一實が被選挙権を有していないとの決定をしなかった行為は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「地公法」という。）第29条に該当する。また、市選管は地公法第33条及び第29条に照らし職務上の義務として、自治法第143条に従って本件選挙の告示日以前に候補者松井一實の被選挙権の有無の決定をしなければならない。また、被告の醜い主張は本件決定請求事件の被告としての自己都合解釈である。
- (5) 市選管の委員長二國則昭は広島高速道路公社（以下「公社」という。）による高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という）の委員長として、調査結果により、事実上、官製談合と100億円の賄賂罪を認めたのに、本件選挙の告示日以前に候補者松井一實が被選挙権を有していないとの決定をしなかった行為は公選法第226条の職権濫用による選挙の自由妨害罪であり、選挙管理委員会の委員が故意にその職務の執行を怠り、その職権を濫用して選挙の自由を妨害したので、「四年以下の禁錮に処する」に該当する。
- (6) 市選管の委員長二國則昭は地公法第35条及び第29条に照らし、第三者委員会の委員長を務めてはならない。建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の10に違反する公社からの市選管の委員長二國則昭への第三者委員会の委員長の委嘱は広島県・広島市・公社の共謀による法令違反の契約の犯罪形態から公選法第221条に該当する。
- 2 市選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。
- (1) 申立人は、候補者の被選挙権の有無は、個々の投票の効力の問題ではなく、公選法第5条において、市選管が管理を怠り、公選法205条第1項の選挙の規定に違反して、公選法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著

しく阻害されているとし、選挙の全部無効を主張するが、決定書のとおり、公選法第 205 条第 1 項の選挙の規定に違反することがあるときとは、選挙管理の任にある機関が、選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接明文の規定は存在しないが、公選法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解されており、申立人の主張する候補者の被選挙権の有無は、当選の効力の問題であることから、選挙の管理執行の手続きに関する規定に該当するものではなく、選挙無効の事由たり得ない。

- (2) 申立人による広島市情報公開制度に基づく当委員会に対する広島市長選挙に関する会議録の請求（平成 31 年 4 月 9 日）について、市選管は、同年 4 月 23 日付け広選選第 26 号により、申立人に対し、延長通知をしたことについて、申立人は、当該申立人が原告である本件決定請求事件の第 1 回口頭弁論の出頭日（同年 4 月 22 日）の翌日に通知していることは、決定書の「当該候補者については、平成 31 年 4 月 8 日適法に開催された広島市長選挙選挙会において、被選挙権を有していることを確認し」について、市選管による偽装等の犯罪が疑われると主張し、さらに、「第 1 回口頭弁論で、本来、弁論は終結するはずのところを、被告弁護士二國則昭が弁明を請求しての、弁明期日令和元年 5 月 13 日の継続審理だからである。」としているが、市選管による延長通知は、開示請求のあった対象文書の開示・不開示の判断に慎重を期する必要があったことによる措置であり、本件決定請求事件とは何ら関係がない。また、偽装の事実はない。また、本件決定請求事件の口頭弁論が第 1 回で終結しなかった理由は、当該口頭弁論の出頭日当日に、原告である申立人が、同日付けで「訴状訂正申立書兼補充書、準備書面及び求釈明」と題する書面を陳述したためである。これにより被告である市選管はこれらに対する反論を同年 5 月 13 日までに準備し、原告である申立人は、被告準備書面に対する反論を準備することとなり、裁判所は同年 5 月 7 日に第 2 回口頭弁論期日を指定し、同日口頭弁論が開かれて結審し、判決言渡し期日は本年 9 月 18 日と指定されたものである。
- (3) 申立人は、決定書の「同人に被選挙権があったことは明らかである。」との記載について、本件決定請求事件で審理中であり、被告の醜い主張でしかないとし、候補者松井一實は、選挙権及び被選挙権を有しないと主張するが、申立人は、候補者が選挙権及び被選挙権を有しないとする事実を何ら示していない。
- (4) 申立人は、市選管に対する自治法第 143 条の申出書により、候補者松井一實が、被選挙権を有しないことの決定を求めるとともに、同条の規定にもかかわらず、市選管が本件選挙の告示日前に候補者松井一實が被選挙権

を有していないことの決定をしなかった行為は、地公法第 29 条に該当すると主張するが、自治法第 143 条所定の決定をする権限は、当該地方公共団体の選挙管理委員会の自主的判断にゆだねられ、もっぱらその専権に属するものであり、同法条所定の決定は、他からの申立てをまたず、当該選挙管理委員会の職権により行われるから審査申立人のような当該地方公共団体の住民には申立権はない（大阪高等裁判所昭和 54 年 7 月 27 日第五民事部判決、判例タイムズ 404 号 94 頁）。なお、同法条に定める選挙管理委員会が決定する被選挙権を有しない場合とは、日本の国籍を喪失した場合及び市長の年齢が満 25 年以上でない場合であり、公選法第 11 条、同条の 2 若しくは第 252 条又は政治資金規正法第 28 条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合は、裁判所の判決等により被選挙権の有無が明らかにされるので、あえて認定を加える必要はないとされている。また、市選管が候補者松井一實が被選挙権を有しないことを決定しなかった行為が地公法第 29 条に該当するとの主張は、選挙無効の事由たり得ない。

- (5) 申立人は、市選管が本件選挙の告示日前に候補者松井一實に被選挙権ないことの決定をしなかった行為は、公選法第 226 条の職権濫用による選挙の自由妨害罪に該当すると主張するが、こうした主張は選挙無効の事由たり得ない。
- (6) 申立人は、地公法第 35 条及び第 29 条の規定により、市選管の委員長が第三者委員会の委員長を務めてはならず、公社から市選管の委員長に対する第三者委員会の委員長の委嘱は公選法第 221 条の買収及び利害誘導罪に該当すると主張するが、これらの主張は選挙とは関係なくいずれも選挙無効の事由たり得ない。

なお、市選管は、証拠として、次の資料を提出了。

- ・ 本件に係る申立人による異議の申出を棄却する決定書（謄本） 1 通

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、令和元年 5 月 8 日付けで提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じた。その後、申立人から令和元年 5 月 16 日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件審査の申立てが適法なものとなったことを認めて、これを受理した。

そして、当委員会は、市選管から弁明書及び資料の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受け、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第 205 条第 1 項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（最高裁判所昭和 60 年（行ツ）181 号昭和 61 年 2 月 18 日第三小法廷判決・裁判集民事 147 号 61 頁）するものとされている。

2 申立人は、当該選挙の候補者であった松井一實に被選挙権が無い旨を主張するが、候補者の被選挙権の有無は、選挙の管理執行の手續に関するものではないことから、選挙無効の事由とはならない。

また、申立人は、市選管の委員長は第三者委員会の委員長を務めてはならないこと、建設業法違反の公社から市選管の委員長への第三者委員会の委員長の委嘱は広島県・広島市・公社の共謀による法令違反の契約の犯罪形態から公選法第 221 条の買収及び利害誘導罪に該当する旨を主張するが、この主張は本件選挙の管理執行の手續とは関係がなく、選挙無効の原因とはなり得ない。

3 以上のとおり、申立人の本件審査の申立てには理由がない。

よって、当委員会は、公選法第 216 条第 2 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項に従い、主文のとおり裁決する。

令和元年 8 月 20 日

広島県選挙管理委員会

委員長 国 政 道 明

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。